

嘉手納町小規模企業者支援商品券交付事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた飲食業等を支援するための商品券（様式第1号。以下「商品券」という。）を、嘉手納町の全世帯に対し交付することで、地域経済の回復を図ることを目的に実施する嘉手納町小規模企業者支援商品券交付事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び事業委託)

第2条 本事業の実施主体は、嘉手納町とする。

- 2 町長は、本事業に係る業務の一部を、適切な運営を確保できると認められるものに委託することができる。

(商品券の交付等)

第3条 町長は、令和2年6月30日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく嘉手納町の住民基本台帳に記録されている世帯（以下「対象世帯」という。）に商品券を交付するものとする。

- 2 商品券の交付額は、1世帯当たり2,000円分とする。
- 3 商品券1枚当たりの券面記載の金額を500円とし、4枚1組で交付する。

(商品券の申請)

第4条 商品券の交付の申請は不要とする。

(商品券の交付の方法等)

第5条 町長は、対象世帯に対して商品券を郵送で送付し、交付するものとする。この場合において、対象世帯の世帯主宛てに郵送するものとする。

- 2 送付した商品券が、宛先不明又は受取拒否等の理由により嘉手納町へ返還された場合において、対象世帯の構成員（世帯主を含む。以下同じ。）は、当該世帯の構成員であることが確認できる書類（住所、氏名及び生年月日の記載並びに顔写真があるものその他これに準ずるものをいう。以下「世帯確認書類」という。）を町長に提出した場合は、

商品券の交付を受けることができる。

- 3 前項の場合において、対象世帯の構成員が令和2年10月30日までに世帯確認書類を町長に提出しない場合は、商品券の交付を受けることを辞退したものとみなす。
- 4 送付された商品券を受領した後は、いかなる理由においても商品券の再交付は認めない。

(商品券の使用期限)

第6条 商品券の使用期限は、令和2年10月31日とする。

(小規模企業者の登録等)

第7条 町長は、小規模企業者であって次の要件のいずれにも該当するものを、商品券を取り扱うことができるもの（以下「取扱店」という。）として登録することができる。

- (1) 物品の購入又は役務の提供（以下「取引」という。）の対価の弁済手段として商品券が使用できること。
- (2) 別表に掲げる業種として町内に事業所又は店舗等を有するものであること。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者ではないこと。

- 2 取扱店への登録を希望する者は、嘉手納町小規模企業者支援商品券取扱店登録届出書（様式第2号）により届け出なければならない。
- 3 前項に規定する届出の期限は、令和2年7月15日までとする。
- 4 町長は、第2項に規定する届出があった場合は、内容を審査し、当該届出者を取扱店として登録するものとする。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引の対価の弁済手段として商品券の使用を拒んではならないこと。ただし、商品券の破損又は汚損等の程度が大きい場合は、この限りでない。
- (2) 第10条第2項に規定する取引を行ってはならないこと。
- (3) 嘉手納町と適切な連携体制を構築すること。
- (4) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。

(取扱店の登録の取消等)

第9条 町長は、取扱店が虚偽の届出により登録を受けた場合又は前条の規定に反すると認められる場合は、当該取扱店の登録を停止し、又は取り消すことができる。

(商品券の使用範囲)

第10条 商品券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる取引においては使用することができない。

- (1) 商品券又はプリペイドカード等換金性の高いもの
- (2) 公序良俗に反するもの

(業務の委託)

第11条 本事業に係る業務のうち、換金に係る業務については業務委託を行うものとする。

2 前項の規定に基づき業務の委託を受けるもの（以下「受託者」という。）は、嘉手納町と適切な連携体制を構築しなければならない。

(商品券の換金)

第12条 取引において商品券を受け取った取扱店の事業主又は代表者（以下「事業主等」という。）は、当該商品券を換金しようとするときは受託者に対し、換金申込書に当該商品券を添付して提出するものとする。

- 2 換金申込書の提出期限は、令和2年11月13日とする。
- 3 受託者は、換金申込書の提出があった場合は、当該換金申込書に記載されている額を事業主等が指定した口座へ振り込むものとする。

(換金額の返還)

第13条 事業主等は、偽りその他不正の手段により商品券を換金した場合は、当該換金額を返還しなければならない。

- 2 事業主等は、第9条の規定により、取扱店の登録を取り消された場合において、既に支払われた換金額がある場合は、これを返還しなければならない。
- 3 町長は、前2項に該当する場合において、当該事業主等から換金額の返還がないときは、通知書等により返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 事業主等は、商品券を換金する権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。